

資料①佐倉市環境審議会委員名簿

任期:平成30年5月1日から令和2年4月30日まで

	選出区分	委員	所属等
1	公募市民	川村 健	市民
2	公募市民	楠 芳明	市民
3	公募市民	久保山 翼	市民
4	公募市民	瀧口 武志	市民
5	識見者	高山 順子	千葉県立中央博物館 主任上席研究員
6	識見者	龍 和夫	千葉工業大学 名誉教授
7	識見者	塙本 学	佐倉市校長会 会長 佐倉市立根郷中学校 校長
8	識見者	中村 圭三	敬愛大学 名誉教授
9	識見者	原 慶太郎	東京情報大学総合情報学部 教授
10	識見者	本橋 敬之助	元(公財)印旛沼環境基金 上席研究員
11	各種団体の代表	金子 恭子	佐倉商工会議所 常議員
12	各種団体の代表	齊藤 芳江	千葉みらい農業協同組合 佐倉地区女性部代表

資料②令和元年度 佐倉市環境審議会事務局名簿

	所 属	氏 名	
1	環境部長	ハシグチ ショウジ 橋口 庄二	
2	生活環境課長	スガスマ ケンジ 菅沼 健司	
3	生活環境課 自然環境・衛生班 班長	アキバ エイキ 秋葉 英樹	
4	生活環境課 自然環境・衛生班	セキネ フジ洋 関根 寛洋	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

第2次佐倉市環境基本計画【骨子案】に関する各委員の質問・意見

No.	章	項目	ページ	行	ご質問・ご意見(要旨)	回答(要点のみ)
1	1	1	2	2	「計画策定の背景」通り総論として良くできていると思います。	
2	1	5	5	2	5. 計画の推進主体 「協働で計画を推進」とありますが、市民・事業者・市は、お互いに具体的にどのようなことをするのですか。	計画素案のなかに、5つの基本目標を達成するための市の施策を記載し、それに対し市民・事業者それぞれの立場で取り組んでいただきたいことを記載する予定です。
3	2	1	8		1. 環境問題をとりまく社会情勢の変化 市としては、世界の動向、国の動向にどのように対処するのですか。(具体的に)	第2章1~4で社会情勢の変化を整理し、市内の現状を踏まえたうえで、第2章5において課題と対応を整理しました。
4	2	1	9		SDGsについて、最初の版を使用しているが、現在は改定されている。目標10のロゴが変更されているので、最新版を使用すること。また、引用は外務省ではなく、国連関連サイトにすること。	ご指摘の通り修正します。
5	2	2	18	11	■動植物 2行目 動植物 → 野生動植物 3行目 エノキ → ムクノキ? 4行目 カエデ → カエデ類 下から3行目 イタチ → 要確認	これまでの関連報告書等を確認のうえ、必要に応じて修正します。
6	2	2	19	7	■水質 5行目 「印旛沼の有機汚濁の代表的指標であるCOD値は…」としてはいかかでしょうか。	「印旛沼における有機汚濁指標のひとつであるCODの年間平均値は、…連続で、全国の湖沼の中で最も高い値となっています。」と修正します。
7	2	2	19	11	■水質 下から2行目 「…概ね環境基準より良好な状態で推移…」としてはいかかでしょうか。「低い値」は誤解を招く表現と思われます。	「…概ね環境基準を満たす良好な状態で推移…」と修正します。
8	2	3	21		3. 環境に関する市民・事業者の意識 アンケートに対して、市はどのように対処されるのか。(具体的に)	アンケート結果については、現計画の進捗評価に活用し、本計画策定にあたっての課題と対応に取り入れました。

No.	章	項目	ページ	行	ご質問・ご意見(要旨)	回答(要点のみ)
9	2	5	26~		了解いたしました。	
10	2	5	26~		<p>総論としてはよくまとめられているが、佐倉市における身近な環境問題とその対策についての記述が希薄であるように思える。 具体的な対処について提示する必要があると思う。</p> <p>【問題例①】高齢化社会の到来に伴う自動車交通の増加により、歩行者の事故遭遇率の増加が懸念されるなど市内の住環境が悪化している。</p> <p>【問題例②】市内の調整池について、除草の不徹底によりヨシが繁茂している所が多く、多量の種子が飛散することにより、周辺住民の迷惑となっている。</p>	<p>地域における環境課題を把握し、具体的な対策や事業については、本計画の施策(取組み)や別途3年ごとの実施計画等に記載し、推進していきます。</p> <p>また、各委員が認識している課題のうち、骨子案において記載が不足しているものがあれば、ご教示いただければ幸いです。</p> <p>(注)実施計画とは:総合計画の一部であり、3年ごとの具体的な事務事業を記載したもの。毎年見直される。</p>
11	2	5	26	9	<p>■生物多様性保全への対応 3行目 トウキヨウダルマガエルやニホンアカガエル → ニホンアカガエルやトウキヨウダルマガエル</p>	ご指摘の通り修正します。
12	2	5	26	9	<p>■生物多様性保全への対応 下から2行目 生物多様性を守り、継承 → 「継承」?</p>	「…生物多様性を守り、保持していくとともに…」と修正します。
13	2	5	26	14	<p>■生物多様性保全への対応 下から4行目 大きな脅威となっており、増加している特定外来生物への対処、駆除などは具体的にどのようにするのですか。</p>	<p>具体的には今後検討し、第4章に施策として掲載する予定ですが、現時点では以下を想定しています。(これ以後、具体策については同じです。)</p> <p>千葉県や市民団体等が実施する対策への協力や市民への啓発を推進します。</p>
14	2	5	27	7	<p>■みどり・水辺の保全への対応 6行目 水田や水路の → 水田や水路、そして斜面林の</p>	ご指摘の通り修正します。
15	2	5	27	7	<p>■みどり・水辺の保全への対応 6行目 炭焼き、山菜採り → 過去のことであれば、「かつては」などを入れるか検討してはどうか。</p>	これまでの関連報告書等を確認のうえ、必要に応じて修正します。

No.	章	項目	ページ	行	ご質問・ご意見(要旨)	回答(要点のみ)
16	2	5	28	4	■ごみ減量化への対応 2行目 排出量については → 排出量は 3行目 比べても排出量が少ないとから → 比べても 少ないことから	ご指摘の通り修正します。
17	2	5	28	12	■食品ロス削減への対応 市や市民は、どのように対応すればよいのですか。	(現時点では以下を想定しています。) 市民は、「買いすぎ・期限切れ・過剰除去・食べ残し」をしないよう努めます。市は食品ロスについて啓発し、市民や事業者に協力を求めます。
18	2	5	28		骨子案については良くできており指摘はないが、2点意見を述べたい。 意見①循環型社会の課題と対応について ■ゴミ減量化への対応 3R運動により一定の成果があったが、市民により一層の努力をしてもらうことを強調してはいかがか。 現在、世界的な問題として「プラスチックによる海洋汚染」があるが、プラスチック問題も具体的な課題にしてはどうか。 ■食品ロス削減への対応 新しい課題への取組みとして、市民には食スタイルを、事業者にはビジネスモデルの見直しを、呼びかけてみてはいかがか。	(現時点では以下を想定しています。) ゴミ減量や食品ロス削減への対応については、計画素案に、市民・事業者それぞれの立場で取り組んでいただきたいことを掲載する予定です。 プラスチックについては、第2章に課題として取り入れます。
19	2	5	29	8	■公害への対応 下から2行目 自然系からの汚濁負荷量の削減のために、市や市民は具体的にどのようにすれば良いのですか。	(現時点では以下を想定しています。) 例えば、田畠への施肥量の適正化により河川への窒素・リンの流出を抑制することができます。また、雨水貯留タンクや雨水浸透マスを住宅に設置することにより、ファーストフラッシュによる水質汚濁を軽減することができます。市は、市民に取り組んでいただきたいことの普及・啓発に努めます。

No.	章	項目	ページ	行	ご質問・ご意見(要旨)	回答(要点のみ)
20	2	5	29	11	■不法投棄、不法ヤードへの対応 市や市民はどのようにすれば良いのですか。	(現時点では以下を想定しています。) 市は、千葉県や警察など関係機関と連携し、不当行為防止指導員や不法投棄監視員による監視を実施します。 市民の取組みは、所有地への禁止看板設置や地域ぐるみでの監視、不用意に土地を貸さないことなどが考えられます。
21	2	5	29	14	■不法投棄・不法ヤードへの対応 3行目「本市では」削除。 6行目…佐倉市内にあり、… → …佐倉市内にあります。	ご指摘の通り修正します。
22	2	5	29	24	■地域での生活環境課題への対応 下から2行目 …早期解決図る… → …早期解決を図る…	ご指摘の通り修正します。
23	2	5	30	5	[省エネ行動の一層の拡充] 2行目…それ以降増減を繰り返しながら推移しており、… → …それ以降変動はあるものの減少傾向で推移しております、…	20ページのグラフを見ると、2010年に最小となった以降は、減少傾向とも言い切れないため、「…をピークとして2008年までは減少していましたが、それ以降は増減を繰り返しながら推移しており、…」と修正します。 (20ページ2行目の文章も同様に修正します。)
24	2	5	30	5	[省エネ行動の一層の拡充] 2行目 1,810t-CO ₂ → 1,810千t-CO ₂ 7行目…経過により薄れる… → …経過とともに薄れる…	ご指摘の通り修正します。
25	2	5	30	5	[省エネ行動の一層の拡充] 2行目 1,810t-CO ₂ → 1,810千t-CO ₂	ご指摘の通り修正します。

No.	章	項目	ページ	行	ご質問・ご意見(要旨)	回答(要点のみ)
26	2	5	30		■低炭素社会の課題と対応 言うのは簡単だが、具体的には市も市民も経済的に十分考えねばならないことばかりです。	(現時点では以下を想定しています。) 市は、まちづくりにおいて、都市機能の集約化(いわゆるコンパクトシティ化)やコミュニティバスの運行など公共交通機関の整備に取り組みます。市民や事象者は、公共交通機関やエコカー利用の促進、建築物自体の高断熱化や省エネ化等に取り組みます。
27	2	5	32	9	■環境保全活動の定着・拡大への対応 下から4行目 …地域が持っている活力を… → …地域の活力を…	ご指摘の通り修正します。
28	2	5	32	15	■市民・事業者・市の協働や情報共有の推進への対応 2行目 …多様な生物が確認されるようになっており… → …多様な生物の確認数が増加してきて…	「…一旦は見られなくなったり減少した多様な生物が確認されるようになっており…」と修正します。
29	2	5	32	15	■市民・事業者・市の協働や情報共有の推進への対応 2行目 …多様な生物が確認… → …、一旦は見られなくなったり減少した多様な生物が確認…	「…一旦は見られなくなったり減少した多様な生物が確認…」と修正します。
30	2	5	32	16	■市民・事業者・市の協働や情報共有の推進への対応 3行目 …将来に渡って… → …将来に亘って…	「…将来にわたって…」と修正します。
31	2	5	32	18	■市民・事業者・市の協働や情報共有の推進への対応 下から1行目 市民・事業者・市の3者のパートナーシップによる「協働の場の構築」は、いつ頃できそうですか。	計画策定に関する懇談会の場で、市民・事業者・市で「協働の場の構築」について話し合う機会を設定し、それを拡大していくべきと考えています。
32	2	5	32	20	■次世代に向けた環境教育 子供たちへの環境教育の充実こそ最も重要な課題です。自然環境、物質的課題、全て我々人間が行うことだからです。	
33	2	5	32	22	■次世代に向けた環境教育 2行目 …講演会」への参加したことがある人は… → …「講演会」に参加したことのある人は…	ご指摘の通り修正します。

No.	章	項目	ページ	行	ご質問・ご意見(要旨)	回答(要点のみ)
34					<p>骨子案については良くできており指摘はないが、2点意見を述べたい。</p> <p>意見②印旛沼の浄化問題をインパクトあるものに。佐倉市のイメージアップには、印旛沼浄化が大きな要因です。関係する自治体(市町村)を動かし、協力し、県・国を動かすくらいにして欲しい。</p> <p>将来環境像の基本方針に「印旛沼をめぐる」や「印旛沼をとおして」とあるが、言い回しが弱い感じがするため、強烈なインパクトが欲しい。</p>	<p>印旛沼の浄化については、重点的に取り組むべき課題と認識しており、現在の印旛沼を取り巻く状況(関係機関・団体や関連計画)を再整理したうえで、関係機関・団体との連携・協力の強化や市として取り組むべきことを計画策定のなかで検討していきます。</p>
35	3	2	35	2	<p>2 基本目標</p> <p>1行目 …5つの分野に描いて… → …5つの分野に分けて描いて…</p>	ご指摘の通り修正します。
36					<p>最初にSDGsの説明があり、その後は、環境施策にロゴが掲出されているだけである。もし、SDGsを強調するのであれば、本文のなかにも書き込むと良いように思う。</p>	本文中の環境施策や重点プログラム(仮)に、SDGsの考え方を盛り込むよう検討します。

令和元年5月23日

佐倉市環境基本計画策定 スケジュール

■平成30年度

3月20日

第3回審議会

- ・計画策定の方向性の提示

■令和元年度

5月23日（木）午前10時～

平成31年度第1回審議会

- ・骨子案について諮問
- ・5月31日（金）まで、骨子案についての意見を募集します。

7月1日頃

骨子案（修正版）を審議員へ送付。7月15日頃まで意見募集。

7月26日（金）午前10時30分～

平成31年度第2回審議会

- ・骨子案（最終版）に対する答申

9月中旬 計画素案を審議会委員へ郵送。意見募集。

10月中旬

平成31年度第3回審議会

- ・計画素案（修正版）の報告。意見募集。

11月13日 政策調整会議

12月中旬 パブリックコメント

3月頃 計画策定

第2次佐倉市環境基本計画

骨子案 ver1.9

2019年（令和元年）5月

生活環境課

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲	4
5 計画の推進主体	5
第2章 計画策定の方向性.....	7
1 環境問題をとりまく社会情勢の変化.....	8
2 市内の環境の現状.....	15
3 環境に関する市民・事業者の意識.....	21
4 現行計画の進捗評価.....	23
5 計画策定にあたっての課題と対応.....	26
第3章 計画の環境像	33
1 将来の環境像	34
2 基本目標	35
第4章 環境施策	37
1 環境施策	38

《以下の項目は、計画書に掲載予定》

基本目標1 豊かな自然を守り育てるまち	●
基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち	●
基本目標3 安心して快適に暮らせるまち	●
基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを実践するまち	●
基本目標5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち	●

第5章 (仮称) 重点プログラム	●
-------------------------------	----------

第6章 計画の進行管理	●
--------------------------	----------

1 計画の推進体制	●
2 計画の進行管理	●

参考資料	●
-------------------	----------

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルそのものが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、1997年4月に「佐倉市環境基本条例」(以下、「環境基本条例」といいます。)を施行しました。1998年3月には、環境基本条例に基づき、「佐倉市環境基本計画」を策定し、同計画に基づく基本方針の実現を目指して、環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

1998年3月に策定した「佐倉市環境基本計画」の計画期間が2018年度で満了したことにより、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少社会への移行、COP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、新たな環境課題に対応するために、「第2次佐倉市環境基本計画(以下「本計画」といいます。)」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取組を推進していきます。

佐倉市環境基本条例第3条(基本理念)

- 1 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が、全ての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、その環境を将来にわたって維持及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がその恵澤を享受することができるよう適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境資源の利用について世代間の格差が生じぬよう、全ての者が生活様式及び生産・消費様式の在り方を問い合わせ、環境資源の合理的、効果的及び循環的な利用に積極的に取り組むよう推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共存できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等の調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての者がそれぞれの役割のもとで身近な問題として考え、及び自主的かつ積極的に行動するよう推進されなければならない。

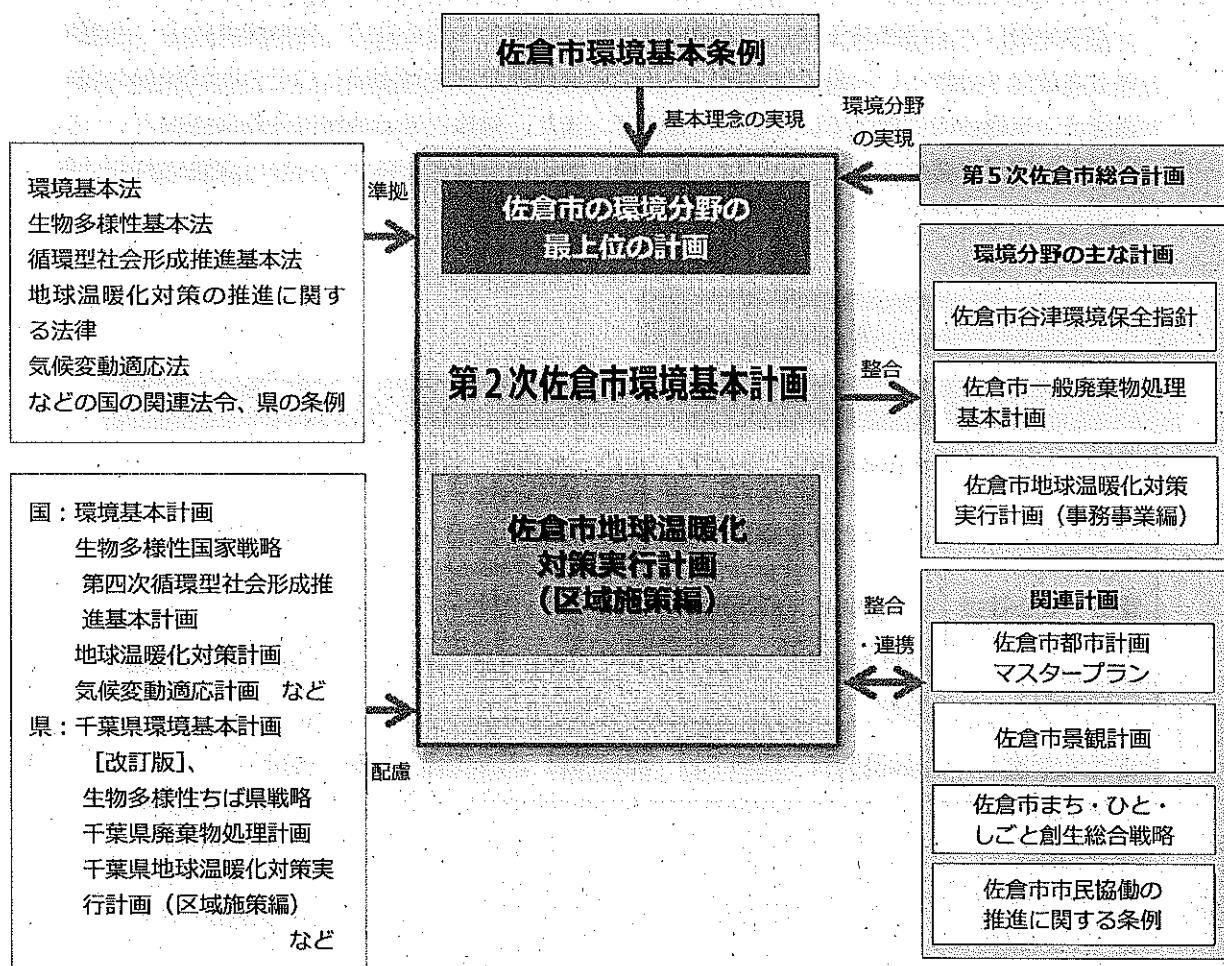
2 計画の目的と位置づけ

本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「第5次佐倉市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画でもあり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮しなければならないとされています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。

第2次佐倉市環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、中・長期的な将来を見据えながら、「第5次佐倉市総合計画」の期間との整合を図り、2020年度から2031年度までの12年間とします。

また、佐倉市総合計画の見直しや、国・県における法改正及び関連計画の見直し等に伴い、必要に応じて中間見直しを実施します。

4 計画の対象範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

対象分野は、①自然共生社会、②循環型社会、③安全・安心社会、④低炭素社会、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。また、対象とする地域は佐倉市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

第2次佐倉市環境基本計画の対象範囲

対象分野	対象範囲
自然共生社会	生物多様性、みどり・水辺、水循環、公園、自然景観 など
循環型社会	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）、ごみの収集処理 など
安全・安心社会	公害防止、環境美化、不法投棄 など
低炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への適応 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働 など

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民・事業者・市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

第2次佐倉市環境基本計画の推進主体

市民

- 良好な環境の実現に主体的に取り組み、日常生活において自らの生活行動が環境を損なうことのないように配慮します。
- 環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

事業者

- 事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の実現への妨げとなることのないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるよう最大限の努力をします。
- 市の規制を遵守するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

協働で計画を推進

市

- 環境の保全及び創造を図るために、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 環境の保全及び創造に関する市民意識の高揚に努めます。
- 必要に応じ、国、県等に対し市の施策に関する協力を要請し、良好な環境の実現に努めます。

第2章 計画策定の方向性

1 環境問題をとりまく社会情勢の変化

前計画の計画期間内（1998年度～2018年度）における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

世界の動向

持続可能な開発のための2030 アジェンダ

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、温室効果ガスによる気候変動や環境汚染物質による水や大気の汚染、鉱物・エネルギー資源の無計画な消費、地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」と表記します。）は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

「2030アジェンダ」は、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

SDGs は、17のゴールが相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGs の数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取組が経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

パリ協定

2015年12月、パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016年11月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2 ℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められ、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することとされています。

持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第2章

目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。
目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健常的な生活を確保し、福祉を促進する。	目標11【持続可能な都市】 包括的で安全かつ持続可能な都市及び人間居住を実現する。	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。
目標4【教育】 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児童の能力強化を行なう。	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で透明責任のある包括的な制度を構築する。
目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する。	
目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		
目標8【経済成長と雇用】 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ティーセント・ワーク)を促進する。		
目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 持続可能なインフラ構築、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

資料：持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組（外務省）

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された「生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）」は、生物多様性条約の3つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するための新たな世界目標です。

戦略計画2011-2020は、2050年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動の実施（短期目標）及び20の個別目標（愛知目標）の達成を目指すものです。

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

- 目標1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する
- 目標2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定・報告制度に組み込まれる
- 目標3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される
- 目標4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する
- 目標5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する
- 目標6 水産資源が持続的に漁獲される
- 目標7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される
- 目標8 汚染が有害でない水準まで抑えられる
- 目標9 侵略的外来種が制御され、根絶される
- 目標10 サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する
- 目標11 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される
- 目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
- 目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
- 目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される
- 目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する
- 目標16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される
- 目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
- 目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される
- 目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される
- 目標20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する

資料：COP10・11の成果と愛知目標（環境省）

国の動向

第五次環境基本計画

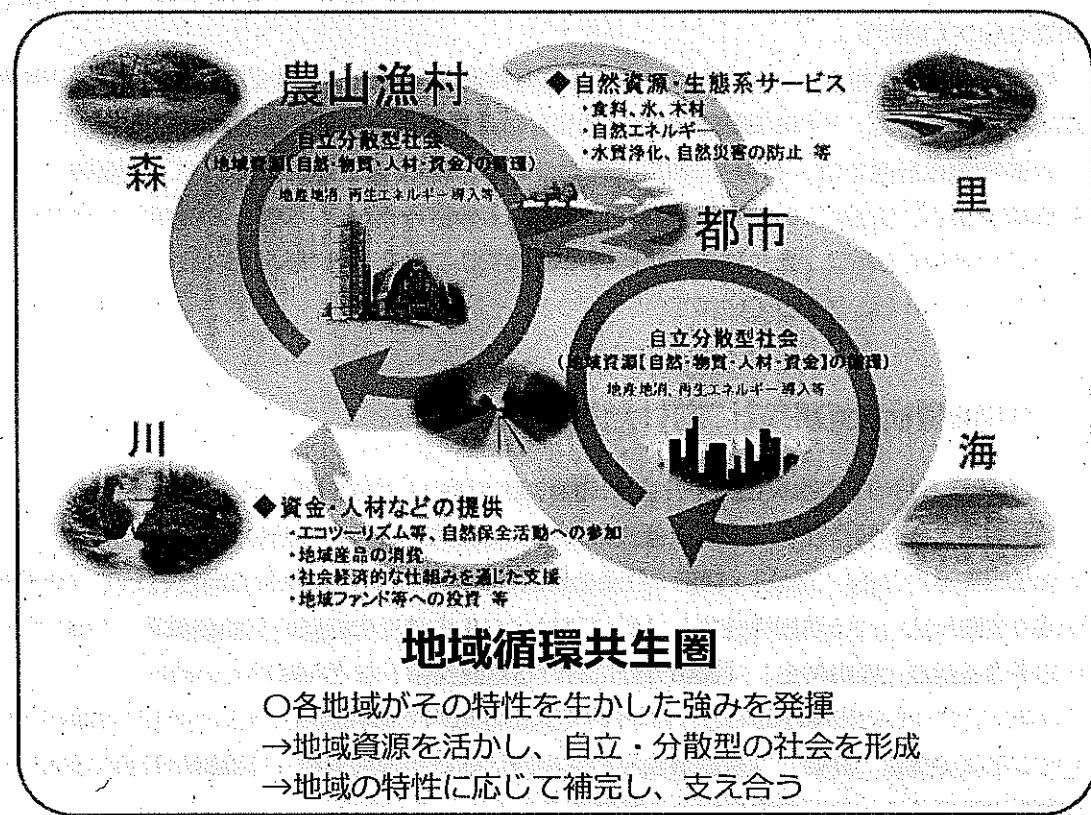
2018年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化することを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

「地域循環共生圏」の概念図



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

自然共生社会の形成に向けた戦略策定

2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、2020年までに取り組むべき施策の方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

また、その達成状況の中間評価を受け、2016年11月に「生物多様性国家戦略2012-2020の達成にむけて加速する施策」が取りまとめられました。加速する施策は、日本の生物多様性を巡る現状や課題をふまえ、①生物多様性の主流化に向けた取組の強化、②生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用、③野生生物の保護管理と外来種対策の加速、という3つの取り組みを設定し、目標の達成を目指しています。

健全な水循環に向けた法整備、計画策定等

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気・土壤などを含む自然構成要素と相互に作用しながら、生態系に広く多大な恩恵を与え続けてきました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響といった様々な問題が顕著となっています。

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

循環型社会の形成に向けた計画策定等

2018年6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

■ 低炭素社会の形成に向けた法改正等

国は、「パリ協定」に向けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、2016年5月に「地球温暖化対策推進法」の改正を行うとともに地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

また、2018年7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、2030年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは22～24%とする電源構成（エネルギーミックス）目標の確実な実現を目指すとしています。

国内での再生可能エネルギーの普及状況についてみると、2014年7月に開始された「固定価格買取制度」を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加え、災害における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

市民や事業者の省エネ意識については、東日本大震災の発生を契機に行動が大きく変化し、節電などの取り組みは、日常的な習慣となり、定着しつつあります。

■ 気候変動適応策の推進

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、2018年6月に「気候変動適応法」が成立し、12月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

「気候変動適応計画」では、施策の基本的方向性（目標、計画期間、関係者の基本的役割、基本戦略、進捗管理等）、分野別施策（「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）、基礎的施策が整理され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

千葉県の動向

千葉県環境基本計画

千葉県は、2008年3月に2008年度から2018年度を計画期間とする「千葉県環境基本計画」を策定しました。その後、県の自然環境や生活環境をめぐる状況の変化、新たな課題への対応の必要性を受け、策定から7年が経過した2015年3月に、計画の見直しを行い、「千葉県環境基本計画（改訂版）」を策定しました。さらに、2018年度の計画期間終了に伴い、2019年3月に新たな「千葉県環境基本計画」の策定を実施したところです。

新たな「千葉県環境基本計画」では、目指す将来の姿「みんなでつくる『恵み豊で持続可能な千葉』～」に向けて、基本目標として、「地球温暖化の推進」、「循環型社会の構築」、「豊かな自然環境と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」の5つを掲げ、環境・経済・社会的課題の同時解決に向け、分野横断的に施策を展開していくことが明記されています。

自然共生社会の形成に向けた取り組み

千葉県では2008年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、「行政と多様な人々が一体となって生物多様性を保全・再生し、子どもたちとその未来のために、さまざまな生物・生命（いのち）がつながり、資源・エネルギーを持続させ、豊かな自然と文化が守り育まれる社会」を目指すとしています。

循環型社会の構築に向けた取り組み

循環型社会の形成に向けた取組みとして、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止、残土の適正管理、再生土への対策の推進に関する施策を展開しており、具体的な取り組みとして、2R（リデュース・リユース）、食品廃棄物の削減、レジ袋や紙コップなどの使い捨て容器包装の減量化などを促進する「ちば工コスタイル」を推進するなどしています。

地球温暖化対策の取り組み

新たな「千葉県環境基本計画」では、地球温暖化対策の取り組みとして、再生可能エネルギー等の活用、水素社会構築、省エネルギーの促進、温暖化対策に関する都市・地域づくり等の促進、気候変動への適応に関する施策を展開していくこととしています。

2016年度には、関係企業や県内金融機関・大学・市町村等で構成するプラットフォーム（情報共有、具体的な取組等検討の場）を設置し、水素社会構築に向けて取り組んでいるほか、2018年3月には、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を定めました。

2 市内の環境の現状

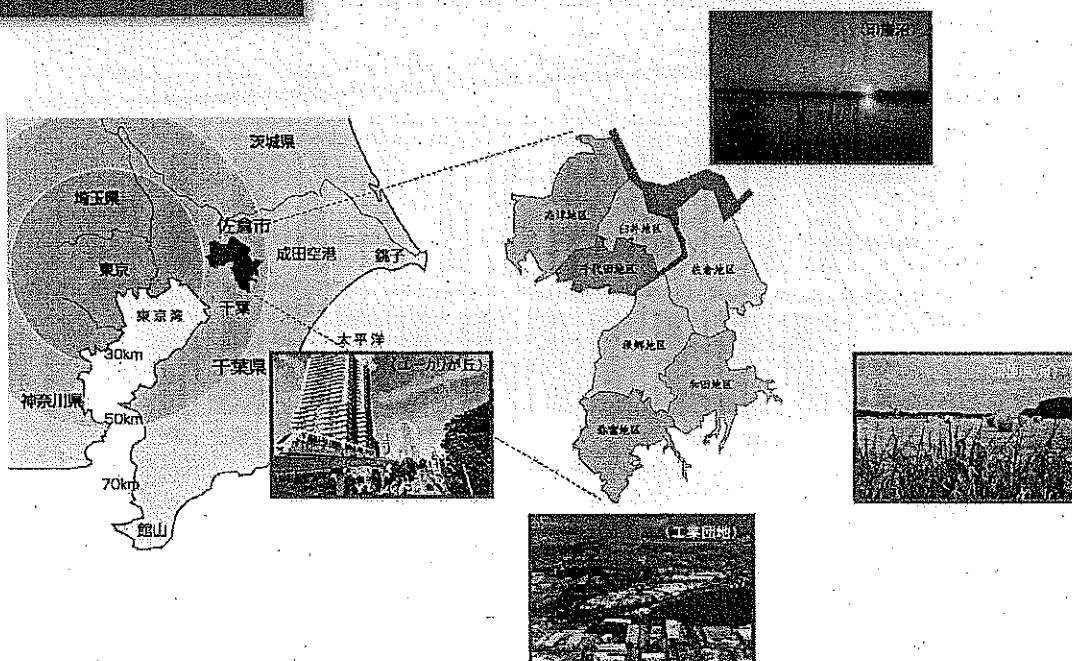
市内の主な社会動向、環境を取り巻く現状は、次のとおりです。

位置

佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約40km、成田国際空港から約15km、千葉市から約20kmの距離にあります。

面積は約104km²で、北部は印旛沼に川が注ぎ、西部は首都圏のベッドタウン、東部・南部は農村地帯が広がる中、工業団地が立地し、縁豊かな自然と都市の利便性を共に享受できるまちです。

佐倉市の位置図



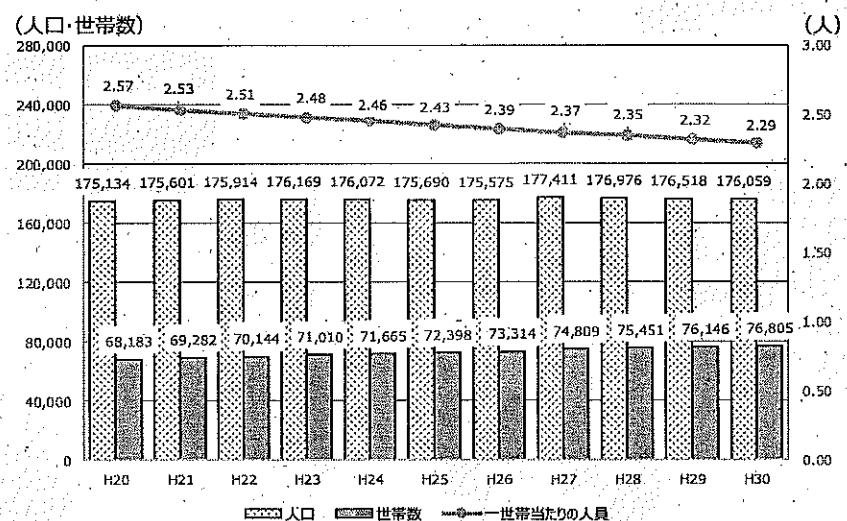
社会環境

人口動向

本市の人口および世帯数は、2018年3月末現在で176,059人、世帯数は76,805世帯となっており、2011年以降、人口は微減傾向で推移しています。世帯数は増加傾向にありますが、核家族化の進行や単身世帯の増加の影響などにより1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。また、2018年の年少人口比率は12%、老人人口比率は30%であり、県平均（それぞれ13%、26%）を上回るベースで少子高齢化が進行しています。

佐倉市人口ビジョンでは、今後も減少傾向で推移すると予測しており、2030年には人口161,853人、老人人口比率34.7%と超少子高齢社会が到来するとしています。

人口、世帯数の推移



注：各年3月末時点。平成27年3月末分より集計方法変更により外国人が加算されている。

資料：住民基本台帳人口

土地利用

本市の市域面積は10,369haで、全域が都市計画区域に指定され、およそ1/4が市街化区域となっています。そのうち、8割以上が住居系用途地域で、工業系が約14%、商業系が約4%です。

地目別の土地利用では、田畠、山林などの自然的土地利用が面積の約半分を占め、直近10年間で大きな変化はありません。しかし、農家数の減少から経営耕地面積が減少しており、田畠の耕作放棄地が増加しています。

地目別土地利用の推移

(単位: ha)

	0%	20%	40%	60%	80%	100%
H20.	1,950	1,902	1,792	563	2,602	
H21.	1,947	1,920	1,718	540	2,603	
H22.	1,934	1,912	1,712	643	2,602	
H23.	1,932	1,947	1,703	659	2,601	
H24.	1,928	1,931	1,673	673	2,607	
H25.	1,924	1,943	1,686	679	2,608	
H26.	1,922	1,936	1,692	692	2,610	
H27.	1,903	2,005	1,699	696	2,627	
H28.	1,901	2,011	1,654	709	2,626	
H29.	1,896	2,016	1,653	714	2,627	

■田畠 ■畠宅地 ■池沼 ■山林 ■原野 ■耕作放棄地 ■その他

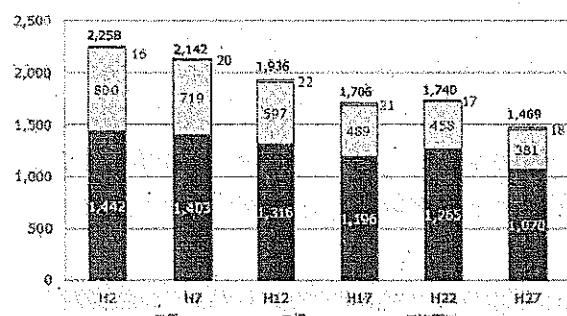
注：土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたもの。

単位以下四捨五入してあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。

資料：千葉県統計年鑑

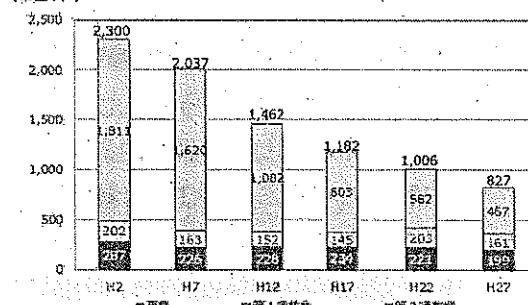
経営耕地面積の推移

(単位: ha)



農家数の推移

(単位: 戸)



資料：「農林業センサス」

自然環境

地形・地質、水系

本市の地形は、標高30~35mの下総台地と印旛沼低地で構成されており、台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなっています。水系は、鹿島川、手繩川、小竹川など、市内の水系の多くが印旛沼に注いでいます。下総台地では、鹿島川と手繩川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形を生み出しています。これらの河川は、下総台地の湧水を水源としており、台地の裾や谷津周辺には多くの湧水地が認められます。

谷津の風景（仮置き）



動植物

谷津が織りなす複雑かつ特徴的な地形は、多様な動植物の生息・生育場所となっています。市内の植生は、斜面から台地上にかけてはコナラ、イヌシデ、クヌギなどの落葉広葉樹林、台地上にはスギ・ヒノキ植林やシイ・カシの照葉樹林、エノキ・ケヤキなどの高木があり、ヤマザクラやコブシ、カエデ、林床の草本類とともに四季おりおりの里山に彩りを添えています。

多様な植物群落は多様な動物の餌場にもなっており、オオタカやサシバなどの猛禽類やタヌキやイタチなどのほ乳類の生息が確認されています。さらに、ゲンジボタル、ホトケドジョウ、アカハライモリ、カタクリなどの貴重な動植物の生息・生育も確認されています。

一方、アライグマやハクビシンなどの外来生物による被害が増加しています。

環境負荷

水質

印旛沼流域の汚濁負荷量（COD）の推移を見ると、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や生活排水対策の成果として、生活系の汚濁負荷量は減少傾向を示していますが、自然系（山林、水田、畠、市街地、公園・緑地等）の汚濁負荷量は増加傾向を示しています。

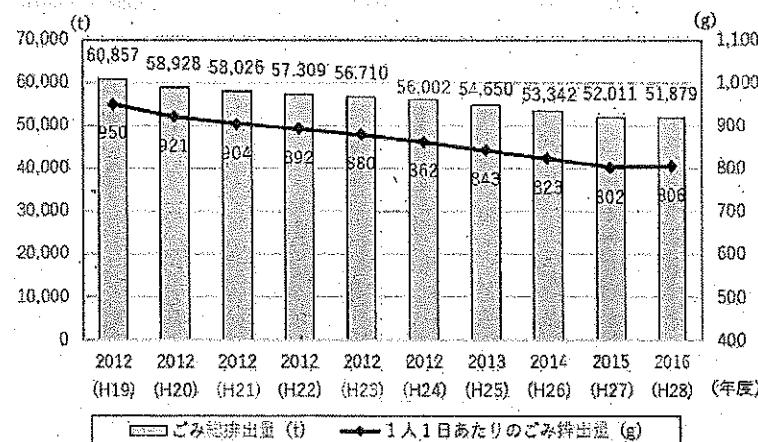
印旛沼の水質（COD平均値）は、2011年度から2017年度まで7年間連続で、有機汚濁の代表的指標であるCOD値が全国の湖沼の中で最も高い水域となっています。また、全窒素、全リンについても環境基準を超過する状況が続いている。

本市の河川（手縫川、鹿島川、高崎川）のBODを指標とした有機汚濁の状況は、下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽の普及により、概ね環境基準値よりも低い値で推移しており、水質の改善が進んできています。

廃棄物

本市のごみ総排出量は、2012年度で約56,000tでしたが、2016年度には52,000tを割り込み、年々減少傾向にあります。1人1日当たりの排出量についても、2012年度の862gから2016年度は806gと減少しており、全国平均（925g）、千葉県平均（913g）よりも低い値となっています。しかし、近年は下げ止まっており、2016年は1人1日当たりの排出量は微増しています。また、資源化量とリサイクル率は、年々減少している状況です。

ごみ総排出量の推移



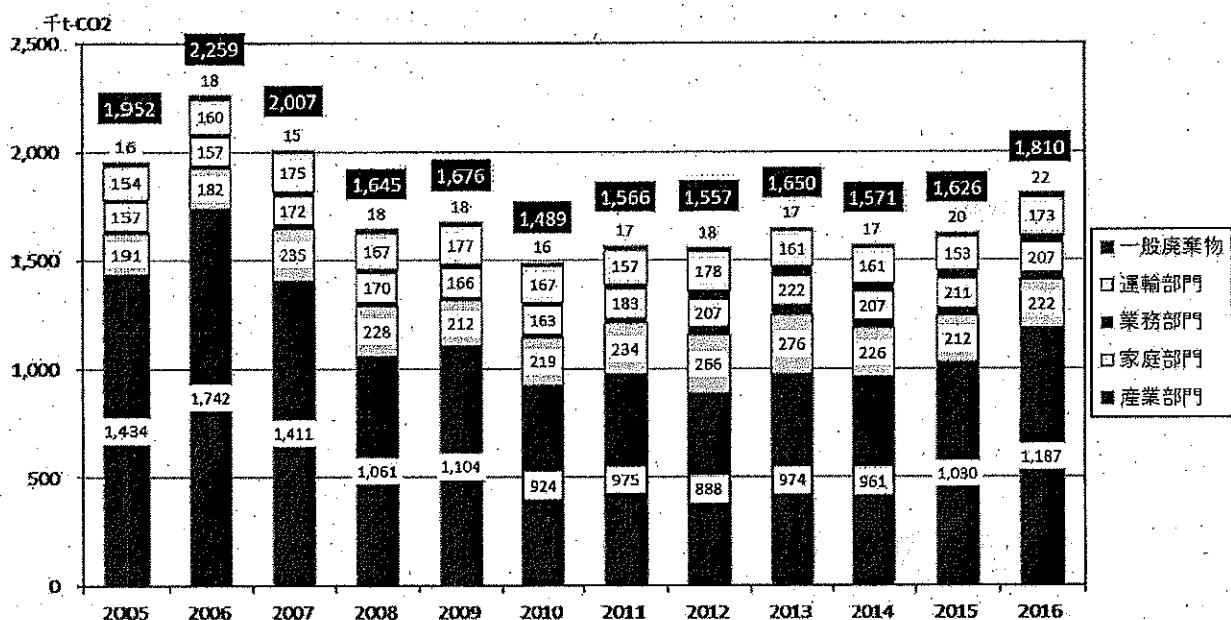
資料：千葉県清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）

温室効果ガス

本市から排出される温室効果ガス総排出量は、2006年の2,259千t-CO₂をピークとして、それ以降増減を繰り返しながら推移しており、2016年の総排出量は、1,810 t -CO₂となっています。

4つの工業団地を有する本市は、産業部門からの排出量が総排出量の約6割を占めています。部門別の排出量の推移をみると、「産業部門」、「家庭部門」で増減を繰り返しながら推移しており、「業務部門」は増加傾向、「運輸部門」は減少傾向が見られます。

温室効果ガス総排出量及び部門別二酸化炭素排出量の推移



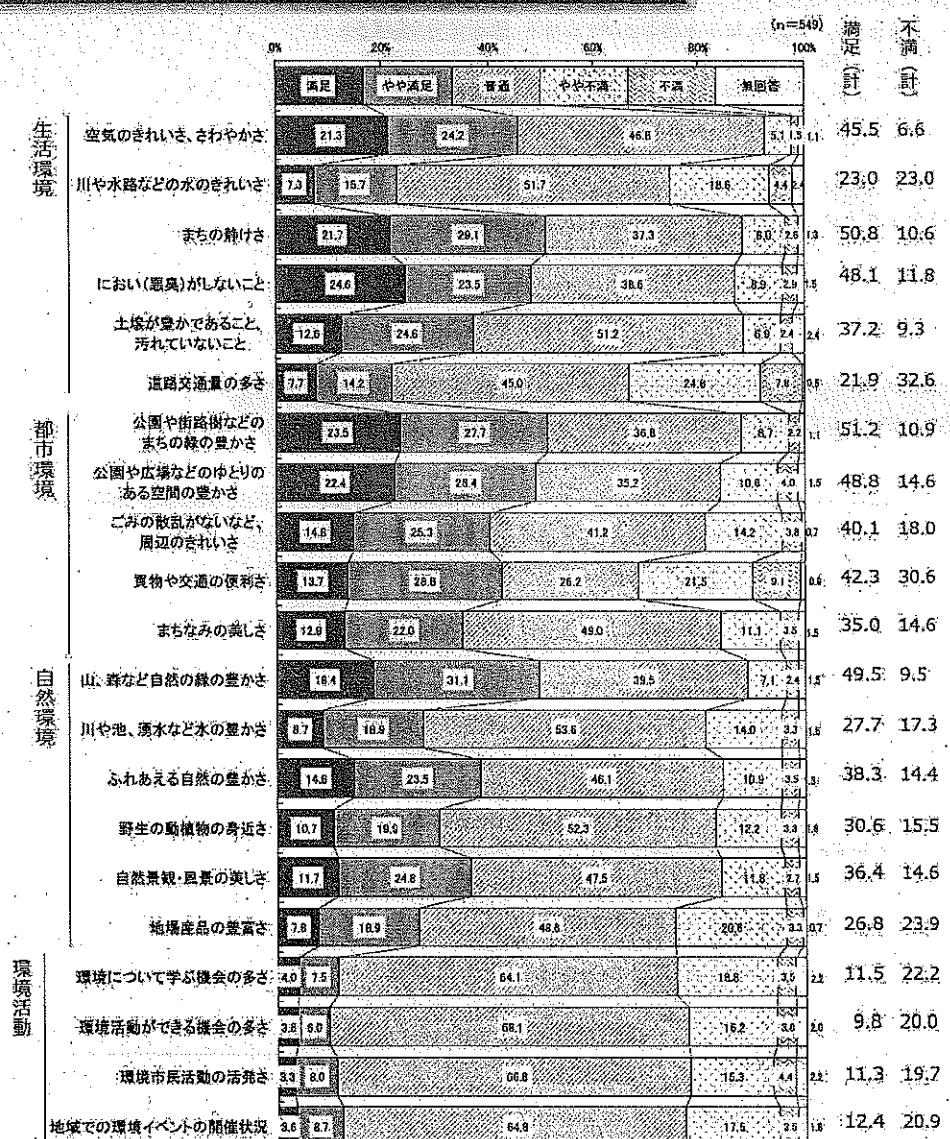
3 環境に関する市民・事業者の意識

市内の環境に関する市民・事業者の意識は、次のとおりです。

地区の環境について感じていること

市民アンケート調査において地区の環境について感じていることを聞いたところ、「満足、やや満足」と回答した割合は、「公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ」、「まちの静けさ」、「山、森など自然の緑の豊かさ」、「公園や広場などのゆとりのある空間の豊かさ」、「におい（悪臭）がしないこと」で約5割となっています。

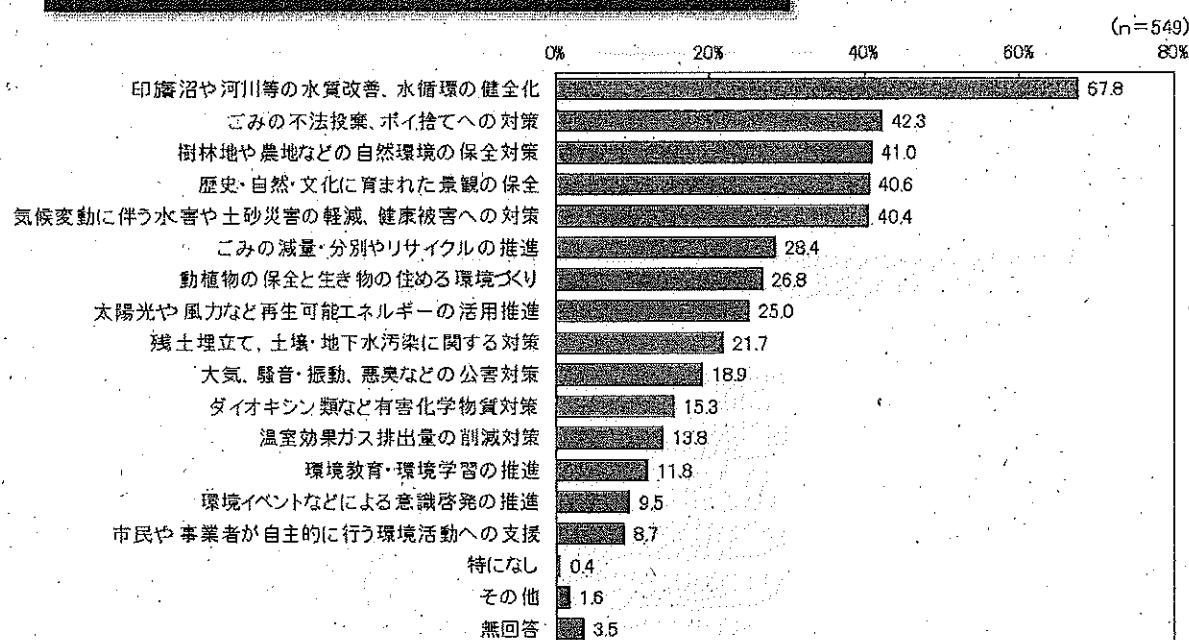
地区の環境について感じていること（市民アンケート調査）



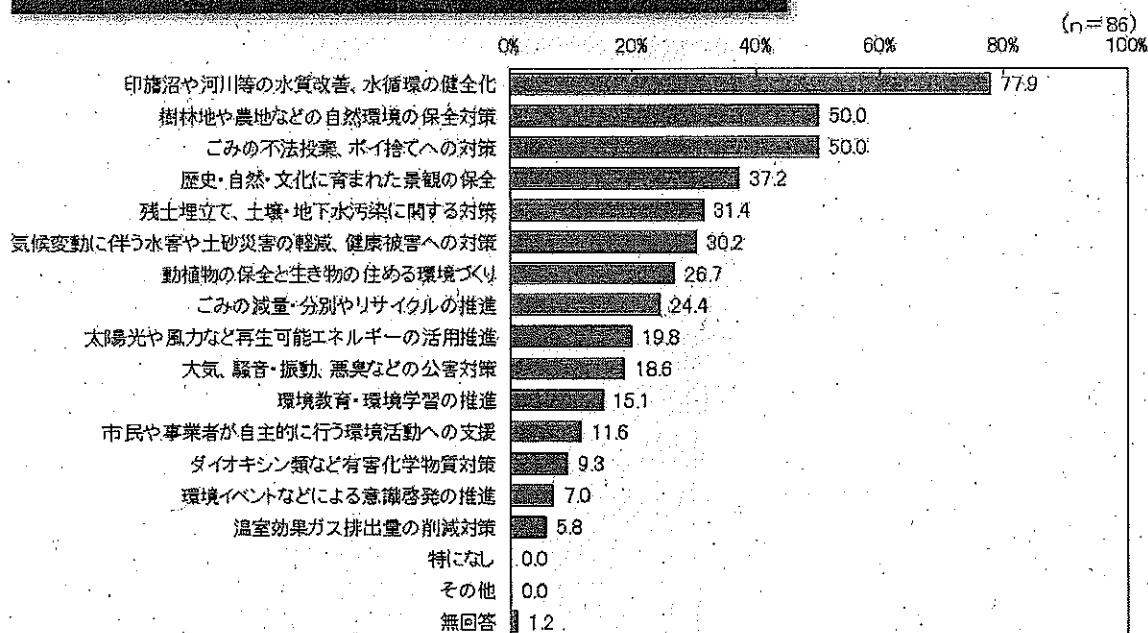
市が重点的に取り組むべき環境対策

市が重点的に取り組むべき環境対策を聞いたところ、市民、事業者とも「印旛沼や河川等の水質改善、水循環の健全化」が最も高く、次いで、「ごみの不法投棄、ポイ捨てへの対策」、「樹林地や農地などの自然環境の保全対策」、「歴史・自然・文化に育まれた景観の保全」などが上位にあがっています。

市が重点的に取り組むべき環境対策（市民アンケート調査）



市が重点的に取り組むべき環境対策（事業者アンケート調査）



4 現行計画の進捗評価

現行の「佐倉市環境基本計画」の取り組みが実施され、達成すべき環境像の実現へとつながっているかどうか、さらに重点的取り組みの達成状況について総合評価を実施しました。

①田園の魅力と都市の魅力が調和したまち

評価結果	評価
<p>「田園の魅力と都市の魅力が調和したまち」を目指し、平成23年3月に策定された佐倉市都市マスターplanにおいて、「都市と農村が共生するまち 佐倉」を将来像として掲げ、また、平成29年12月には、「歴史・自然・文化をつなぐみんなで育む 佐倉らしい景観」を基本理念とする佐倉市景観計画を策定するなど、関連計画と整合を図りながら取り組みを進めています。</p> <p>市民アンケート結果でも、市の景観に対する市民の満足度は高い評価となっています。</p> <p>現状の高い市民満足度を維持していくために、今後も継続して、総合的な視点をもちながら市の環境づくりを進めていくことが必要です。</p>	A

②自然を守り育てるまち

評価結果	評価
<p>「自然を守り育てるまち」を目指し、自然環境、みどり、良好な水辺や水循環、生物の生息空間の保全・回復・創出などに向けた取り組みを進めているところですが、一部には未実施の取り組みが見られます。特に、生物の生息・生育環境の保全・創出とパートナーシップによる自然環境の保全・創出について未実施の取り組みが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、自然環境についての満足度や環境活動についての満足度がやや低くなっています。</p> <p>今後は、市民・事業者・行政を含めた地域の連携により、既存の取り組みで進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

③環境への影響を自覚して暮らすまち

評価結果	評価
<p>市内の環境負荷の監視・把握、負荷や影響を削減する仕組みづくり、公害対策の推進、エネルギーの有効利用の推進、水資源の有効利用と排水負荷の低減、廃棄物の減量・再資源化の推進、土壤・環境汚染防止対策の推進などの取り組みを進めているところです。しかしながら、環境負荷の監視・把握とパートナーシップによる推進に関する取り組みについて、未実施の取り組みが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、自然環境についての満足度や環境活動についての満足度がやや低くなっています。</p> <p>今後は、既存の取り組みで進捗が滞っているものについては推進し、パートナーシップにより推進可能な取り組みも実施していくことが必要です。</p>	B

④歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち

評価結果	評価
<p>「歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち」を目指し、歴史資産に関する情報収集、保全・活用、継承・創出のための取り組みを推進しているところです。1つを除いて取り組みは進められていますが、進歩にはばらつきが見られます。</p> <p>市民アンケート結果では、まちなみの美しさについての満足度は高くなっています。</p> <p>今後は、引き続き市民の高い満足度を維持していくため、自然環境や歴史資産の保全・活用の取り組みを推進していくことが必要です。</p>	B

⑤人が生き、暮らしを楽しむまち

評価結果	評価
<p>「人が生き、暮らしを楽しむまち」を目指し、住民意向の把握と対応の充実、気配りのあるまちづくり、みんなにやさしい地域環境づくり、コミュニティづくりについての取り組みを進めているところです。しかしながら、地域環境づくりに関する取り組みにおいて、未実施や計画を下回る実施状況となっている取り組みが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果では、生活環境や都市環境についての満足度はおむね高い評価となっていますが、環境活動についての満足度はやや低くなっています。</p> <p>今後は、既存の取り組みで進歩が見られないものについて、取り組みを進めていくことが必要です。</p>	B

⑥環境づくりをみんなで進めるまち

評価結果	評価
<p>「環境づくりをみんなで進めるまち」を目指し、情報の共有、環境教育・学習の推進、パートナーシップに基づく環境実践の推進、仕組みづくりに関する取り組みを進めています。しかしながら、環境教育・学習の推進や市民・事業者などが参加できるようなパートナーシップ構築に関する取り組みについて、未実施が比較的多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、環境活動についての満足度は低くなっています。</p> <p>今後は、市民・事業者・行政のパートナーシップを構築し、環境活動などを推進するための取り組みを強化していくことが必要です。</p>	B

重点的取り組みの達成状況

① 佐倉らしさとしての自然環境の保全と活用

評価結果	評価
<p>谷津環境保全指針の策定、農地や斜面林の緑の保全ための仕組みづくり、印旛沼と谷津をめぐる水系の保全などの取り組みを進めているところですが、達成目標としている項目について、約半数が未実施となっています。</p> <p>市民アンケート結果では、生活環境、都市環境、自然環境についての満足度は比較的高くなっています。</p> <p>今後は、更なる市民の満足度向上に向けて、自然環境の保全・活用に関する取り組みを推進していくことが必要です。</p>	B

② 環境パートナーシップの形成

評価結果	評価
<p>環境に係わる啓発・学習活動の推進、パートナーシップのための仕組みづくりに向けた取り組みを進めているところですが、達成目標のうち、パートナーシップのための仕組みづくりに関するものが未実施となっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、環境活動についての満足度は低くなっています。</p> <p>今後は、パートナーシップのための仕組みづくりを強化し、市民が環境活動に携われる機会を創出するような取り組みが期待されます。</p>	B

5 計画策定にあたっての課題と対応

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどをふまえ、「自然共生社会」「循環型社会」「安心・安全社会」「低炭素社会」「環境保全活動」の5つの分野における課題とそれに対する対応方針を明示します。

自然共生社会の課題と対応

生物多様性保全への対応

下総台地と印旛沼低地で構成された本市は、鹿島川と手織川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。市内の谷津では、トウキヨウダルマガエルやニホンアカガエル、サシバをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。

本市では、市と市民団体が協働して、保全管理作業や動植物の観察、生物調査など、谷津田や斜面林の田園環境の回復・整備に取り組んでおり、希少な動植物の確認数が増加するなど豊かな自然環境が復元しつつあります。

一方、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

引き続き、生態系サービスの恩恵を享受できるよう豊かな生物多様性を守り、継承していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

健全な水循環の維持・回復への対応

印旛沼流域は、下総台地とこれを侵食している谷津、谷津に面した斜面や崖から構成されています。台地は保水性・透水性の優れた関東ロームと呼ばれる土層で覆われ、台地や斜面に沿った雨は地表水として流下したり、地下へ浸透して、湧水となって印旛沼に流入します。印旛沼流域では、このような地形を背景に谷津や斜面からの豊富な湧水が湧出して、流域の自然環境や人の暮らしの基本的な要素となっており、本市での市民生活や経済活動を支える水道水は、約6割が自己水源の井戸からくみ上げた地下水となっています。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林の保全を図り、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、水資源の保全に努めていく必要があります。

みどり・水辺の保全への対応

本市の豊かな自然は、歴史・文化と並ぶ本市の魅力の1つとして、多くの市民に認識されています。

中でも印旛沼や谷津に代表される水系および樹林地は、本市の歴史を今に伝え、本市の性格を規定する重要な環境要素です。

谷津をはじめとする豊かな自然や里山景観は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路の季節的な維持管理、野焼き、除草、炭焼き、山菜採りなどといった、地域の人々の自然に優しい生産・生活活動を通じた働きかけによって植生の遷移が調整され、継承されてきた貴重な資産です。

しかしながら、農業活動の縮小などに伴って、これら先人たちが築き上げてきた里山環境の荒廃、消滅がさらに加速していくものと考えられます。

そのため、緑地や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、市民が自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

循環型社会の課題と対応

ごみ減量化への対応

本市では、ごみの減量化・資源化に向けて3R運動を推進しており、本市のごみの排出量は2016年度で51,879tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量については806gで、全国平均925g、千葉県平均913gと比べても排出量が少ないことから、3R運動の取組は一定の成果を収めているといえます。

しかしながら、リサイクル率が低下傾向にあるなど、さらなる改善が必要な取り組みもあります。引き続き、排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

食品ロス削減への対応

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2017年で約646万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約320万t（2014年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、千葉県の「ちば食べきりエコスタイル」をはじめ、全国の自治体において食品ロス削減に向けた取り組みが広がりつつあります。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。

ごみの効率的な収集への対応

本市における家庭からのごみの収集は、市内各集積所を巡回して収集するステーション方式となっていますが、近年、集積所が増加しており、収集時間や収集ルートなど収集運搬作業の効率化が必要となっています。

安心・安全社会の課題と対応

公害への対応

本市では、大気、水質、騒音、振動及び放射線量について、監視を定期的に行ってています。これらの公害については、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮への取組の拡大を行っていく必要があります。

また、印旛沼流域の汚濁負荷量は、生活系からの汚濁負荷量は年々減少傾向を示していますが、自然系（山林、水田、畑、市街地など）からの汚濁負荷量が増加傾向となっており、自然系からの汚濁負荷量の削減にも取り組んでいく必要があります。

不法投棄・不法ヤードへの対応

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを実施しているほか、市民や事業者と連携、協力して、市内の道路や公園などを清掃するゴミゼロ運動を実施しています。

本市では、引き続き、ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象とした重点的な取り組みを検討するとともに、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みを拡充する必要があります。

千葉県内にあるヤードの約1/4が佐倉市内にあり、全国では一部のヤードにおいて各種法令に違反した行為が行われていることから、千葉県や警察など関係機関や地域と連携した対策の推進が求められます。

地域での生活環境課題への対応

本市では、空き地の雑草の繁茂について、市民からの苦情等により現地を確認し、土地の所有者等に対し雑草除去を要請しています。近年、空き家の増加などから雑草除去要請件数が増えており、対策が必要となっています。

また、一般住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあり、その予防や早期解決図るための取組が必要となっています。

低炭素社会の課題と対応

地球温暖化対策（緩和策）への対応

[省エネ行動の一層の拡充]

本市から排出される温室効果ガス排出量の総量は、2006年の2,259千t-CO₂をピークとして、それ以降増減を繰り返しながら推移しており、2016年の総排出量は、1,810 t -CO₂となっています。

また、部門別の排出量の推移をみると、「産業部門」、「家庭部門」で増減を繰り返しながら推移しており、「業務部門」は増加傾向、「運輸部門」は減少傾向が見られます。今後は、さらなる排出削減に向けた取組が求められます。

東日本大震災直後に高まった市民や事業者の省エネ意識が、震災からの時間の経過により薄れることなく持続・向上するよう、引き続き省エネ行動を推進していくことが求められます。

[再生可能エネルギーの利用促進]

本市では、2012年度より住宅用太陽光発電システムの設置者に補助金の交付を行い、2016年度までに2,118kW（655世帯に）導入されました。

引き続き、市内における太陽光・木質バイオマス・水力・地中熱などの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、利用を促進する施策の検討を進める必要があります。

[省エネ機器の普及・拡大]

本市では、2013年度より蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）などの設置者に補助金の交付を行い、家庭用省エネルギー設備の普及を推進してきました。

引き続き、市民や事業所に対して、これらの機器の普及や、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の断熱化についても普及・啓発を行っていく必要があります。

[低炭素型まちづくりへの対応]

国の「地球温暖化対策計画」では、地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、温室効果ガスを大量に排出することのない低炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要であるとしています。

本市でも立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画に基づき、都市機能の集約化や公共交通網の再構築等により、効率的で持続可能なまちづくりを行っていくこととしています。

■ 地球温暖化対策（適応策）への対応

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいるところですが、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取組も必要となってきます。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、これらに対する対策を実施していくことが必要です。

環境保全活動の課題と対応

環境保全活動の定着・拡大への対応

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大といった市の財政運営に影響を及ぼすことが予想され、環境分野においても「選択と集中」による限られた経営資源の効率的な行政経営が求められることとなります。

また、本市では、市民や各種団体に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取り組みを実施していますが、少子高齢化に伴い、環境保全活動を行う市民や各種団体の参加者の固定化や高齢化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後もこれまで以上に市民、事業者の持つ能力や地域が持っている活力を、環境づくりに生かす取り組みが求められることから、より多くの市民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できるプログラムの構築が求められています。

市民・事業者・市の協働や情報共有の推進への対応

本市では、市内の谷津などにおいて、里山の自然環境を復元し、生態系を保全する作業を市民との協働により継続的に実施しています。このような活動によって多様な生物が確認されるようになっており、将来に渡ってこれらの活動を継続し、より充実させていくための仕組みづくりが求められます。

また、市民（市民団体）、事業者、市の3者のパートナーシップにより、よりよい佐倉の環境をつくっていくため、環境に関する情報の共有や、協働の場の構築が求められます。

次世代に向けた環境教育

市民アンケート調査では、5割以上の市民が「道路側溝の清掃や沿道の草刈り」に参加していましたが、「環境に関する学習講座、講演会」への参加したことがある人は1割未満でした。

清掃活動や資源回収などの活動や、私たちの日々の生活様式が、地域や地球の環境にどのように貢献・影響しているのかを知ることが、自らの自発的な行動へと繋がり、日常的な取り組みからさらなる活動へと拡がっていくことも期待できます。

また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実も重要と考えられます。

第3章 計画の環境像

1 将來の環境像

前計画の将来の環境像を継承し、以下を第2次佐倉市環境基本計画の基本方針として掲げます。

基本方針

前計画

印旛沼をめぐる
私たちの暮らしを理解し、
水と緑とのつきあい方を
みんなで考えるまち

代替案

- ①印旛沼をめぐる自然・環境をみんなで考えるまち
- ②印旛沼をとおして自らの暮らしの在り方を問い合わせ直し、自然環境との関わり方を考え行動するまち
- ③・・・
- ④・・・

2 基本目標

将来の環境像の実現に向けて、本計画が目指す12年後の佐倉市のイメージを5つの分野に描いてみました。

これらの将来イメージを基本目標として位置づけ、市民・事業者・市の協働のもとで、環境像の実現に向けた取り組みを進めていきます。

基本目標1

豊かな自然を守り育てるまち

[～自然共生社会の実現～]

第3章

印旛沼など水辺空間や、谷津をはじめとする豊かな緑が、市民や事業者との協働で保全、再生され、多様な動植物の生態系が維持されています。また、これらの身近な自然は、貴重な地域資源として、人々が自然と触れ合う場として活用され、次世代に引き継がれています。

雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林が保全され、河川流量の維持や地下水の保全が図られるなど、人類共通の財産である水が健全に循環するまちになっています。

身近な緑の創出が進み、公園の植栽や街路樹など公共の場の緑化に加え、住宅の庭先などの緑化により、身近に自然を感じられる快適なまちになっています。

基本目標2

限りある資源を有効に利用するまち

[～循環型社会の実現～]

限られた資源を大切に使う社会が確立され、資源の消費が抑えられています。

リデュースやリユースの取り組みが浸透することにより、市民や事業者は、ごみになりにくいもの、リユースが容易な商品を選び、本当に必要な量だけを購入しています。

また、ごみを資源として活用できるよう分別して排出することが市民や事業者に浸透し、環境に負荷をかけず、かつ有用性の高いリサイクルに取り組み、質の高い資源循環が行われています。

基本目標3

安心して快適に暮らせるまち [～安全・安心社会の実現～]

大気や騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、公害への苦情が減っています。また、事業所・工場などの排水対策、家庭の生活排水対策が進み、河川の水質が改善されています。

市民と関係機関の協力・連携による地域パトロールにより、不法投棄や不正な埋め立て行為が防止されるなど、安全・安心に暮らせるまちになっています。

基本目標4

地球環境に配慮したくらしを実践するまち [～低炭素社会の実現～]

省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、市民や事業者にとって「日常的な習慣」になっています。

再生可能エネルギー設備などにより家庭や地域でのエネルギー創出がさらに進み、また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んでいます。

公共公益施設などの集積した拠点が鉄道駅周辺を中心に形成され、これらの拠点と居住地を結ぶ交通ネットワークの強化などにより、歩いて暮らせる低炭素型のまちづくりが進んでいます。さらに、集中豪雨に対する防災対策や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しています。

基本目標5

協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち [～環境保全活動の拡大～]

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について学ぶ仕組みが整っています。

また、日々の生活や事業活動によって自らが周囲の環境に及ぼす影響を理解し、環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民・事業者・市の協働による環境保全活動が積極的に行われています。

第4章 環境施策

1 環境施策(仮)

…今後、2章・3章の内容を反映して修正します。

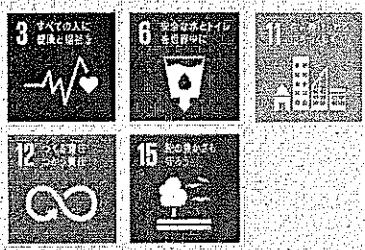
将来的
環境像

基本目標

関連する SDGs

仮
印施石をのぐるむちうのまち
水と緑とのつむぎのまち

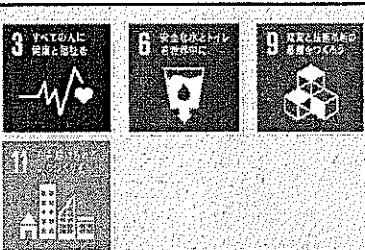
1 豊かな自然を守り育てるまち
[～自然共生社会の実現～]



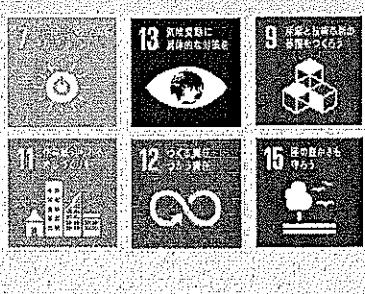
2 限りある資源を有効に利用するまち
[～循環型社会の実現～]



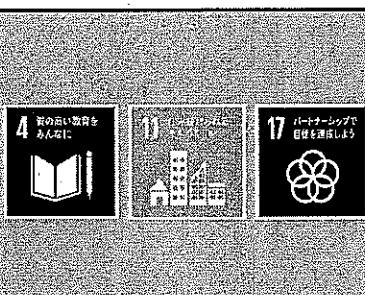
3 安心して快適に暮らせるまち
[～安全・安心社会の実現～]



4 地球環境に配慮したくらしを実践するまち
[～低炭素社会の実現～]



5 協働による環境活動の楽しさを
未来に伝えるまち
[～環境保全活動の拡大～]



個別目標	施策
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●動植物の生息・生育環境の保全 ●生物多様性の保全に向けた普及、啓発
印旛沼流域の水資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●健全な水循環の維持 ●良好な水環境の維持 ●水資源の保全に向けた普及、啓発
みどり・水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●谷津の保全 ●農地、森林の保全 ●河川・水辺の保全、整備 ●公園の整備・維持管理、緑化の推進
3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 ●分別排出、効率的な収集の推進 ●資源化推進のための仕組みづくり
安全・安心な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●公害防止対策の推進 ●監視、測定の実施 ●まちの美化の推進 ●不法投棄対策の推進
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の省エネルギーの促進 ●事業者の省エネルギーの促進 ●公共施設の省エネルギーの推進
再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーの適切な導入の促進
低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進 ●歩いて暮らせるまちづくり
気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害対策の推進 ●健康被害対策の推進
環境に配慮した行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ●エコライフの実践に向けた普及、啓発 ●環境活動情報の共有
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校における環境教育の充実 ●地域における環境学習機会の拡充
協働による環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に配慮した活動への支援 ●協働による環境保全活動の充実 ●環境に関する情報共有と協働の場づくり